

(別紙1)

岡山県農業再生協議会  
稲作農業体質強化緊急対策事業 業務方法書

平成27年2月4日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、岡山県農業再生協議会（以下「岡山県協議会」という。）が行う稲作農業の体質強化緊急対策実施要綱（平成27年2月3日付け26生産第2685号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱（平成27年2月3日付け生産第2687号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び稲作農業の体質強化緊急対策実施要領（平成27年2月3日付け26生産第2690号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する稲作農業体質強化緊急対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 岡山県協議会は、米価下落の中でも、稲作農業者が営農を継続していくため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の着実な推進とあわせて、省力栽培技術等の導入により、米の生産コストを低減することにより、稲作農業の体質強化が図られるよう、稲作農業の体質強化緊急対策を公正、適正かつ効率的に運営するものとする。

2 岡山県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、本事業を行う岡山県内の地域農業再生協議会（直接支払実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に規定する地域農業再生協議会をいう。以下「地域協議会」という。）に対し、本事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

第2章 稲作農業体質強化緊急対策事業の実施

(地域生産コスト低減計画等の作成)

第3条 本事業により米の生産コストの低減に向けた取組を行おうとする実施要領第4の1に該当する者（以下「コスト低減取組者」という。）は、その住所地を管轄する地域協議会の長（以下「地域協議会長」という。）に対し、生産コスト低減計画を作成し、計画に基づく取組を実施することを誓約するものとする。

2 生産コスト低減計画は、実施要領別紙3を参考に作成し、様式第1号により地域協議会長に提出するものとする。

3 地域協議会長は、その管轄する地域のコスト低減取組者の誓約を踏まえ、実施要領第4の4の（3）の規定に基づき地域コスト低減計画を作成し、様式第2号により岡山県協議会の長（以下「岡山県協議会長」という。）に対し承認申請を行うものとする。

4 岡山県協議会長は、実施要領第4の4の（4）に定めるところにより岡山県生産コスト低減計画を作成し、実施要領第3の1の規定に基づき作成した事業実施計画に添付し、中国四国農政局

長に提出して、その承認を受けるものとする。

- 5 岡山県協議会長は、前項の承認があった場合には、様式第3号により地域協議会長に対し、地域コスト低減計画の承認を行うものとする。
- 6 地域生産コスト低減計画及び岡山県生産コスト低減計画の変更を行う場合は、第3項から第5項までに準じた手続を行うものとする。

#### (コスト低減推進事業に係る補助金の申請・請求及び支払)

第4条 地域協議会長は、様式第4号により、岡山県協議会長に補助金の交付を申請するものとする。

- 2 岡山県協議会長は、前項により各地域協議会から申請のあった内容を審査し、適正であると認められた場合にはこれを取りまとめ、必要な経費について交付要綱第5の1の規定に基づき、中国四国農政局長が定める日までに交付申請を行うものとする。
- 3 岡山県協議会長は、中国四国農政局長からの交付決定の通知を受けたときには、速やかに第1項により補助金の交付申請を行った地域協議会長に対し、様式第5号により交付決定の通知を行うものとする。
- 4 地域協議会長は、補助金の支払を受けようとするときは、岡山県協議会長に対し、様式第6号により概算払請求又は請求を行うものとする。
- 5 岡山県協議会長は、地域協議会への補助金を支払うため、中国四国農政局長に対し概算払請求を行うことができるものとする。
- 6 岡山県協議会長は、第4項により各地域協議会から請求のあった内容を審査し、適正であると認められた場合にはこれを取りまとめ、必要な経費について交付要綱第12の規定に基づき、中国四国農政局長に対し概算払請求を行うものとする。
- 7 岡山県協議会長は、中国四国農政局長より概算払を受けたときは、速やかに第4項の補助金の請求を行った地域協議会長に対し支払を行うとともに、様式第7号により通知するものとする。
- 8 地域協議会長は、地域生産コスト低減計画に基づき助成を行う場合は、様式第8号によりコスト低減取組者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第5条 地域協議会長は、実施要領第4の7の(2)に規定する返還事由が生じた場合には、速やかに状況を記載した書類を岡山県協議会長に提出し、その指示を受けなくてはならない。

- 2 岡山県協議会長は、前項により地域協議会長から提出のあった内容について、確認・精査し、速やかに返還されるべき補助金の額に相当する金額を返還させなければならない。ただし、実施要領第4の7の(3)にあっては、この限りでない。
- 3 岡山県協議会長は、地域協議会が実施要綱、交付要綱若しくは実施要領若しくは適正化法及び適正化法に基づく命令等の法令に違反したと認められた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認められた場合には、補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、岡山県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を地域協議会長に送付しなければならない。
- 4 前項の補助金の返還を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を岡山県協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長は、岡山

県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、地域協議会長は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに岡山県協議会長に提出しなければならない。

- 5 岡山県協議会長は、前項の期日の延期を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を地域協議会長に送付するものとする。
- 6 岡山県協議会長は、地域協議会が第3項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあつてはその期日、期日の延長を認めなかった場合にあつては第3項の期日に第4項の書面を岡山県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお返還しない場合には、当該地域協議会への補助金の交付を取り消すものとする。また、岡山県協議会長は、中国四国農政局長からその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示内容について総会の議決を得なければならない。

### 第3章 資金の管理

#### (資金の管理)

- 第6条 岡山県協議会は、補助金の交付については、実施要領第6の1の規定に基づき、他対策等と区分管理し、岡山県協議会が定めた「稲作農業の体質強化緊急対策資金の勘定」から行わなければならない。当該勘定の資金を当該補助金の交付以外の用途に使用してはならない。
- 2 岡山県協議会は、前項の資金を農林中央金庫・普通預金により管理する。

### 第4章 報告

#### (事業遅延の報告)

- 第7条 地域協議会長は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第9号により事業遅延届けを岡山県協議会長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 岡山県協議会長は、前項の報告があつた場合、速やかに交付要綱第13の規定に基づき本事業が予定の期間内に完了しない理由又は本事業の遂行が困難となった理由及び本事業の遂行状況を記載した書類を中国四国農政局長に提出し、その指示を受けるものとする。

#### (事業実績報告)

- 第8条 地域協議会長は、地域コスト低減計画に基づく助成の実績を様式第10号により作成し、平成27年4月1日までに岡山県協議会長に報告するものとする。
- 2 岡山県協議会長は、前項による地域協議会長からの報告の内容を審査し、適正であると認めた場合には、補助金の額を確定し、様式第11号により地域協議会長に通知するものとする。
  - 3 岡山県協議会長は、第1項による各地域協議会長からの報告を取りまとめ、交付要綱第14の1の規定に基づき、中国四国農政局長に報告するものとする。

#### (コスト低減に向けた取組の実施状況報告)

- 第9条 コスト低減取組者は、実施要領別紙3を参考に、生産コスト低減計画に基づく取組の実施

状況を取りまとめ、地域協議会長が定める日までに、地域協議会長に報告するものとする。

- 2 地域協議会長は、実施要領第4の5の(2)の規定に基づき、地域生産コスト低減計画実施状況報告書を作成し、平成28年1月31日までに岡山県協議会長に提出するものとする。
- 3 岡山県協議会長は、実施要領第4の5の(3)の規定に基づき、岡山県生産コスト低減計画実施状況報告書を作成し、平成28年3月31日までに中国四国農政局長に提出するものとする。

## 第5章 雑 則

### (帳簿の備付け等)

- 第10条 地域協議会は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- 2 岡山県協議会長は、必要に応じて、地域協議会に対し、補助金に係る経理内容を調査し、岡山県協議会への補助金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

### (その他)

- 第11条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて中国四国農政局長の承認を受け岡山県協議会長が別に定めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この業務方法書は、中国四国農政局長の承認のあった日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この業務方法書の承認前において、コスト低減取組者が、地域協議会長に対し行った、生産コスト低減計画を作成し、当該計画に基づく取組を実施する誓約は、第3条第1項の規定により行われた誓約とみなす。
- 3 この業務方法書の承認前において、コスト低減取組者が作成し、地域協議会長に提出した生産コスト低減計画は、第3条第2項の規定の例により作成・提出されたものとみなす。
- 4 この業務方法書の承認前において、地域協議会長が作成し、岡山県協議会長に提出した地域生産コスト低減計画は、第3条第3項の規定の例により作成・提出されたものとみなす。
- 5 この業務方法書の承認前において、岡山県協議会長が作成した岡山県生産コスト低減計画は、第3条第4項の規定の例により作成されたものとみなす。

稲作農業体質強化緊急対策事業 誓約及び助成申請書

地域農業再生協議会 会長 殿

住所
法人・組織名 (法人・組織のみ)
氏名 (代表者名 (法人・組織))
電話番号
印

生産コスト低減計画を作成し、計画に基づく取組を実施することを誓約しますので、稲作農業体質強化緊急対策事業による助成を申請します。

記

- 1 以下の①から④までについて誓約し、これに反した場合には助成金を返還（返還にかかる手数料を含む）することに異存はありません。
① 生産コスト低減計画に基づく取組を実施すること。
② 生産コスト低減計画に基づく取組について、証拠書類を添えて実施状況報告書を提出すること。
③ 地域協議会長から求めがあった場合には、本事業に関する資料の提出や現地調査に協力すること。
④ 各種法令並びに稲作農業の体質強化緊急対策事業実施要綱、稲作農業の体質強化緊急対策事業実施要領及び岡山県農業再生協議会稲作農業の体質強化緊急対策事業業務方法書を遵守すること。

2 交付金の振込口座

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)
金融機関コード (数字4桁) 金融機関名
支店コード (数字3桁) 支店名
預金種別 (該当のものにレ印を付けてください) 口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)
口座名義
カナ
漢字
ゆうちょ銀行
記号 (6桁目がある場合は※部分に記入) 番号 (右づめで記入)
口座名義人
カナ
漢字

- 3 以下の「個人情報の取扱い」について同意します。(同意する場合は□印にレ点を必ず記入してください)
農林水産省、岡山県農業再生協議会及び地域農業再生協議会は、稲作農業の体質強化緊急対策事業の助成金を交付するために本事業の参加者から提出された稲作農業体質強化緊急対策事業助成申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

4 生産コスト低減計画 別添のとおり

(業務方法書 様式第2号)

番 号  
年 月 日

岡山県農業再生協議会長 殿

住所  
団体名 ○○地域農業再生協議会  
代表者 印

地域生産コスト低減計画（の変更）について

稲作農業の体質強化緊急対策実施要領（平成27年2月3日付け26生産第2690号農林水産省生産局長通知）第4の4の（3）の規定に基づき、地域生産コスト低減計画を作成（変更）したので、下記の添付書類を添えて申請する。

記

○○地域生産コスト低減計画

〇〇地域農業再生協議会長 殿

住所  
団体名 岡山県農業再生協議会  
代表者 印

〇〇地域生産コスト低減計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇で提出のあった〇〇地域生産コスト低減計画について、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という）第3条第5項の規定に基づき、下記の通り承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった〇〇地域生産コスト低減計画（以下単に「計画」という。）記載のとおりとする。
- 2 承認した補助金の額並びに助成金対象経費は、計画記載のとおりとする。
- 3 〇〇地域農業再生協議会長は、稲作農業の体質強化緊急対策実施要綱（平成27年2月3日付け26生産第2685号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、稲作農業の体質強化緊急対策実施要領（平成27年2月3日付け26生産第2690号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び業務方法書に従わなければならない。
- 4 〇〇地域農業再生協議会長は、計画に基づく助成を行う場合には、実施要綱、実施要領及び業務方法書に従うことを条件としなければならない。
- 5 〇〇地域農業再生協議会長は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

岡山県農業再生協議会長 殿

住所  
団体名 ○○地域農業再生協議会  
代表者 印

稲作農業体質強化緊急対策事業に係る補助金の交付申請について

平成 27 年○月○日付けで承認のあった地域生産コスト低減計画のとおり事業を実施したいので、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書第 4 条第 1 項の規定に基づき、○○円の交付を申請する。

記

区 分	金 額	備 考
1. 地域生産コスト低減計画に基づく助成経費		
2. 推進事務費		
合 計		

添付書類 ○○地域生産コスト低減計画

〇〇地域農業再生協議会長 殿

住所  
団体名 岡山県農業再生協議会  
代表者 印

稲作農業体質強化緊急対策事業に係る交付の決定について

平成〇年〇月〇日付け〇〇をもって申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という）第4条第3項の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成〇年〇月〇日付け〇〇（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。  
補助金の額 金 円
- 3 補助金の額の区分は、申請書の区分欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、補助事業に要した区分ごとの実支出額と補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 5 補助事業者は、稲作農業の体質強化緊急対策実施要綱（平成27年2月3日付け26生産第2685号農林水産事務次官依命通知）、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱（平成27年2月3日付け26生産第2687号農林水産事務次官依命通知）、稲作農業の体質強化緊急対策実施要領（平成27年2月3日付け26生産第2690号農林水産省生産局長通知）及び業務方法書に従わなければならない。

岡山県農業再生協議会長 殿

住所  
団体名 ○○地域農業再生協議会  
代表者 印

稲作農業体質強化緊急対策事業に係る補助金の（概算払）請求について

稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり補助金を（概算払）請求する。

記

1 稲作農業体質強化緊急対策事業

今回請求額： 円  
（既請求額： 円）

請求額の内容

区 分	金 額
1. 地域生産コスト低減計画に基づく助成経費	
2. 推進事務費	
合 計	

2 振込先

(注1) 請求額の計算の基礎となった資料を添付すること。

(注2) 既請求額に記載する額は、今回請求額を除くこと。

〇〇地域農業再生協議会長 殿

住所  
団体名 岡山県農業再生協議会  
代表者 印

稲作農業体質強化緊急対策事業に係る補助金の交付について

平成〇年〇月〇日付け〇〇をもって請求のあった補助金については、下記のとおり交付したので、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書第4条第7項の規定により通知する。

記

稲作農業体質強化緊急対策事業

今回交付額： 円  
(既交付額： 円)

交付額の内容

区 分	金 額
1. 地域生産コスト低減計画に基づく助成経費	
2. 推進事務費	
合 計	

(注1) 既交付額に記載する額は、今回交付額を除くこと

殿

住所  
団体名 ○○地域農業再生協議会  
代表者 印

生産コスト低減計画の実施に係る助成額の通知について

生産コスト低減計画の実施に係る助成金については、下記のとおり交付したので、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という）第4条第7項に基づき通知する。

なお、稲作農業の体質強化緊急対策実施要綱（平成27年2月3日付け26生産第2685号農林水産事務次官依命通知）、稲作農業の体質強化緊急対策実施要領（平成27年2月3日付け26生産第2690号農林水産省生産局長通知）及び業務方法書に従うとともに、生産コスト低減計画の実施状況について、業務方法書第9条第1項に基づき報告書を作成し、平成○年○月○日までに、○○地域農業再生協議会長に提出すること。

記

計画内容	計画面積 (ha)	助成金額 (円)

岡山県農業再生協議会長 殿

住所  
団体名 ○○地域農業再生協議会  
代表者 印

稲作農業体質強化緊急対策事業の事業遅延について

平成27年○月○日付けで補助金の交付決定通知のあった事業の遅延について、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書第7条第1項の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の内容及び進捗状況
- 2 遅延理由
- 3 遅延に対して講じた措置
- 4 その他

岡山県農業再生協議会長 殿

住所  
団体名 ○○地域農業再生協議会  
代表者 印

稲作農業体質強化緊急対策事業の実績報告について

平成 27 年○月○日付けで補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書第 8 条第 1 項の規定により、その実績を報告する。

記

区 分	交付決定額	実 績 額
1. 地域生産コスト低減計画に基づく助成経費		
2. 推進事務費		
合 計		

(注) それぞれの経費の内訳を記載した資料の写しを添付すること。

〇〇地域農業再生協議会長 殿

住所  
団体名 岡山県農業再生協議会  
代表者 印

稲作農業体質強化緊急対策事業に係る補助金の額の確定について

平成〇年〇月〇日付け〇〇をもって提出された、事業実績報告により、平成〇年〇月〇日付け〇〇（及び平成〇年〇月〇日付〇〇変更通知）による交付決定通知に係る補助金の額〇〇円は、金〇〇〇円に確定したので稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書第 8 条第 2 項の規定により通知する。